平成２４年（再イ）第４３号
福岡市城南区鳥飼６丁目23番18―101号
再生債務者　野口　貴美
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月17日まで
平成24年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２３年（再イ）第８４号
新潟市西区坂井砂山２丁目17番16号
再生債務者　目黒　敬介
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月20日まで
平成24年７月30日　新潟地方裁判所民事部
平成２３年（再イ）第８７号
新潟市中央区堀之内南１丁目33番５号１
再生債務者　宮入　正陽
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月20日まで
平成24年７月30日　新潟地方裁判所民事部
平成２４年（再イ）第２３号
広島市南区向洋本町24番35号　東アパート102室
再生債務者　伊藤　昇司
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月24日まで
平成24年７月27日
広島地方裁判所民事第４部
平成２４年（再イ）第２２号
広島市安芸区矢野南５丁目４番40―504号
再生債務者　田坂　成司
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月27日まで
平成24年７月30日
広島地方裁判所民事第４部
平成２４年（再イ）第５号
山口県周南市大字久米346番地の１
再生債務者　海野　忠雄
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月27日まで
平成24年７月30日　山口地方裁判所周南支部
平成２４年（再イ）第５号
香川県高松市香川町浅野2601番地146
再生債務者　松本　　仁
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月27日まで
平成24年７月30日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２４年（再イ）第６号
香川県高松市三条町661番地２
再生債務者　入江　浩子（旧姓木村）
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月27日まで
平成24年７月30日
高松地方裁判所破産・再生係

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２１年（再イ）第４２号
埼玉県春日部市梅田本町１丁目10番17号フルブルーム105
再生債務者　林　　直宏
1　決議に付する変更再生計画案　平成24年７月４日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成24年８月16日まで
平成24年７月26日
さいたま地方裁判所越谷支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第４号
三重県津市高茶屋１丁目24番９号　メゾンソフィアＢ203号
再生債務者　西岡　光紹
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年６月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年７月30日　津地方裁判所再生係
平成２１年（再イ）第１９号
滋賀県彦根市山之脇町16番地15
再生債務者　山崎　広司
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年10月14日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成24年７月26日　大津地方裁判所彦根支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２５号
北九州市若松区高須西１丁目12番27号
再生債務者　古城　禎章
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年７月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生変更計画認可

平成２３年（再イ）第１７号
山口市黒川1957番地27
再生債務者　佐川　　晃
1　主文　本件再生変更計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生変更計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月25日　山口地方裁判所
平成２３年（再イ）第１８号
山口市黒川1957番地27
再生債務者　佐川マルリこと　サガワ　マルリ　カウアモト
1　主文　本件再生変更計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生変更計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月25日　山口地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第５号
岐阜県各務原市那加前洞新町２丁目131番地２
再生債務者　横山　　茂
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月20日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月３日から平成24年９月10日まで
岐阜地方裁判所
平成２４年（再ロ）第４２号
大阪市東淀川区大桐２丁目13番18―605号
再生債務者　頓宮寿美子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月24日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月27日から平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号
愛媛県新居浜市船木甲1279番地の１
再生債務者　宇野　幸一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月20日まで
平成24年７月30日　松山地方裁判所西条支部